

2014年9月

ニューヨーク州遺産税・贈与税法の大改正

2014年4月1日発効のニューヨーク新税法

2014年4月1日に立法化されたニューヨーク州の2014-2015年度予算案は、ニューヨーク州遺産税・贈与税の制度に、過去10年以上類をみない極めて重大な変更をもたらすものとなりました。新税法のもと、遺産税控除額は100万ドルから500万ドルに徐々に引き上げられ（インフレ調整がなされ）、2019年1月1日までに連邦控除額と同等となります。

死亡年月日	NY州控除額
2014年4月1日 - 2015年3月31日	\$2,062,500
2015年4月1日 - 2016年3月31日	\$3,125,000
2016年4月1日 - 2017年3月31日	\$4,187,500
2017年4月1日 - 2018年12月31日	\$5,250,000
2019年1月1日以降	連邦控除額と同様

但し、新法には遺産税の「崖」があって（控除額を5%以上超えるエステートは、最初の1ドルから課税されます）、大きなエステートについては、ニューヨーク州遺産税控除の恩恵が失われることとなります。そのように、新法の納税者への影響は、エステートの規模によって大幅に異なることにご注意下さい。ニューヨークの課税対象財産が100万ドル（2014年4月1日以前の控除額）は超えるけれども新法によるニューヨーク州控除額を下回る納税者にとっては、今回の法改正は恵の神といえますが、ニューヨーク州控除額を5%超える課税対象財産を持つ富裕層にとっては、新税法案は、法改正前と同程度に高くなることになりかねません。

朗報

州遺産税控除額が、2019年1月1日までに連邦レベルに到達

新法によれば、ニューヨーク州遺産税控除額が、（2000年来そのままだった）100万ドルから段階的に引き上げられ、2014年4月1日時点で\$2,062,500、2015年4月1日時点で\$3,125,000、2016年4月1日時点で\$4,187,500、2017年4月1日時点で\$5,250,000、最終的に、\$5,000,000に2010年から生活費のインフレ調整がなされ、2019年1月1日時点で控除額は連邦レベルの590万ドルになるとみられています。

ニューヨーク州世代跳び越し移転税廃止

贈与者より若い「跳び越し」世代の受益者（例：孫・甥姪の子供・37歳半若い非近親者）への遺贈・贈与に課せられていたニューヨーク州世代跳び越し移転税が撤廃されました。

凶報

遺産税の「cliff崖」

遺産税の「cliff崖」概念が導入され、ニューヨーク州控除額を超えるニューヨーク遺産税課税対象財産について、州控除額が段階的に廃止され、控除額を5%超過すると、そのエステートは、最初の1ドルから課税されます（つまり控除の適用がなくなります）。これは旧税法より厳しい結果を意味します。例えば2014年4月1日から2015年4月1日までに亡くなる故人で、ニューヨーク州の遺産税課税対象財産が\$2,165,625（州控除額\$2,062,500の105%）を超えるエステートには控除の適用がなく、課税対象遺産の全額に対して課税されます。すると、\$2,062,500のエステートは無税ですが、\$2,165,625のエステートは、\$112,050のニューヨーク州遺産税を払わなければならない結果になります。

最大税率は16%で据え置き

税改正の基礎となった勉強会は、当初ニューヨーク州遺産税の最高税率を16%から10%へ引き下げる提案しましたが議会で採用されず、最高税率は16%に据え置かれました。

贈与税「戻し加算」

更に新法によると、遺産税の計算の際、死亡時から3年以内になされた贈与が戻し加算されてニューヨーク州遺産税課税対象遺産に含まれることとなります。この規定の目的は、死亡直前の贈与によってニューヨーク州遺産税課税対象財産が減額されるのを防ぐことにありました。但し、贈与税「戻し加算」の規定は、今のところ、2014年4月1日から2019年1月1日までの間、かつ、納税者がニューヨーク州居住者であった間になされた贈与に対しての適用にのみ限定されています。

配偶者の移動継続選択なし

新法は、連邦遺産税法上極めて重要な「移動継続選択」規定を採用していません。移動継続選択によれば、生存配偶者は、亡くなった配偶者が使用しなかった連邦贈与・遺産税控除額を使用することができます。これによりますと、夫婦間で、特別なエステートプラン

をしなくとも、互いの遺産税控除額を利用することができます。しかしニューヨーク州は移動継続選択を採用しませんでしたので、既婚納税者の方々にとっては、夫婦間でニューヨーク州控除額を最大限利用できるよう、エスレートプランニングのテクニック（クレジットトラストや、夫婦間で財産を分離する等）が引き続き必要となるでしょう。

結論

このように、ここ数年の連邦・ニューヨーク州の遺産税・贈与税の劇的変更を受けまして、皆様におかれましては、ご家族のエスレートプランを見直し、こうした変更がどのようにご自分の状況に影響するかを確認できるよう、是非お早めに私共にご連絡下さい。特に、暫時引き上げられる連邦・ニューヨーク州遺産税控除額を最大限に利用しつつ、しかも、連邦・ニューヨーク州遺産税控除額の差額による落とし穴を避けるプランができていないか、見直す必要があります。

ご質問があれば、どうぞご連絡下さい。

<p>パートナー弁護士、ゲーリー・S・森脇 212. 237. 1068 gmoriwaki@windelsmarx.com</p>	<p>パートナー弁護士、キャリン・ヤング 212. 237. 1163 cyoung@windelsmarx.com</p>
<p>パートナー弁護士、滝川玲子 212. 237. 1073 rtakikawa@windelsmarx.com</p>	<p>パートナー弁護士、ドナルド・ヤング 212. 237. 1133 dyoung@windelsmarx.com</p>

ウインデル・マークス・レーン・アンド・ミッテンドルフ法律事務所の プライベートクライアントサービス、エスレート・トラスト部門

私共ウインデル・マークス法律事務所では、個人のクライアントの皆様に、エスレートプランニング、ファミリービジネスプランニング、トラスト設定・管理、エスレート管理、慈善的贈与、関連する税務プランの問題等について、法律サービスを提供致しております。より詳しい情報については、www.windelmarx.com の私共のウェブサイトをご参照下さい。

責任免除のご注意

法域によっては、このご案内が弁護士による宣伝とみなされる場合があります。過去の実績は将来の結果を保証致しませんことにご注意下さい。更に、この配布物をお持ちになっても、私共との間に、弁護士とクライアントの関係は発生させませんことにご注意下さい。